

2023年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東 祥 代表者名 代表取締役社長 沓名 裕一郎 (コード:8920 東証スタンダード・名証プレミア) 問合せ先 常務取締役管理本部長 桑添 直哉 (TEL. 0566-79-3111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第45期 定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり お知らせいたします。

記

## 1. 変更理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、 取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2)機動的な配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を 取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 46 条 (剰余金の 配当等の決定機関)及び第 47 条 (剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて現行定款第 6条 (自己株式の取得)、第 47 条 (期末配当金)及び第 48 条 (中間配当金)を削除する ものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

現 行 定 款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(自己株式の取得)	
第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取	(削 除)
引等により自己株式を取得することができ	
<u> 5.</u>	
<u>第7条</u> ~ <u>第17条</u> (条文省略)	<u>第6条</u> ~ <u>第16条</u> (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<u>第 18 条</u> ~ <u>第 20 条</u> (条文省略)	<u>第17条</u> ~ <u>第19条</u> (現行どおり)

現行定款	変   更   案
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了	<u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了
する事業年度のうち最終のものに関する定	する事業年度のうち最終のものに関する定
時株主総会終結のときまでとする。	時株主総会終結のときまでとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された	(削 除)
取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満	
<u> 了するときまでとする。</u>	
<u>第 22 条</u> ~ <u>第 45 条</u> (条文省略)	<u>第 21 条</u> ~ <u>第 44 条</u> (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
<u>第 46 条</u> (条文省略)	<u>第45条</u> (現行どおり)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459
	条第1項各号に定める事項については、法令
	に別段の定めがある場合を除き、取締役会の
	決議によって定めることができる。
	(剰余金の配当の基準日)_
(新 設)	第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月
	<u>31 日とする。</u>
	2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月
	<u>30 日とする。</u>
	3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配
	<u>当をすることができる。</u>
_(期末配当金)_	
第47条 当会社は、株主総会の決議によって毎年	(削 除)
3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された	
株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金	
の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	
(中間配当金)	
第 48 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年	(削 除)
9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録され	
た株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454	
条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」	
という。)をすることができる。	
<u>第49条</u> (条文省略)	<u>第48条</u> (現行どおり)

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2023 年 6 月 29 日 (予定)定款変更の効力発生日2023 年 6 月 29 日 (予定)

以 上